

*十中生の*

*笑顔のために*





いじめの定義について

「いじめ」とは児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお，起こった場所は学校の内外を問わない。

（平成25年９月　「いじめ防止対策推進法」）



いじめ対策の取組は

大きく三つのステップで行います。

・一人一人が安心できる学級づくり・仲間と支え合って紡いでいく絆づくり

・分かりやすい授業＆発言の機会を増やす　・生徒への共感的理解

・小さな変化を見逃さない姿勢　　　・触れ合う機会と何気ない会話

未然防止

早期発見

・相談しやすい雰囲気づくり

・生活に関するアンケートと個別面談の実施　※状況に応じて保護者面談も実施

・職員間の情報共有と家庭・地域との連携

即時対応

・いじめ・不登校対策委員会で組織対応【部活動でのトラブルやいじめの状況も情報共有】

・（校内いじめ対応チームは必要に応じてSCとの連携を図る。）

・関係機関との連携　　・重大事態は，速やかに教育委員会等に報告

解消条件は大きく二つ

①いじめに係る行為が少なくとも３ヶ月以上やんでいること。

②被害生徒・保護者が心身の苦痛を感じていないこと。

①②ともに満たされていることで解消となります。



いじめ認知があった時の対応について

いじめ認知者

管理職

得られた情報を速やかに連絡し，常に情報を共有し合う。

生徒指導

学年主任

いじめ対応チーム

・いじめ認知後は，速やかに教育委員会に報告

調査

（聞き取り，アンケートなど）

解消に向けた取組として，被害生徒の心のケアと加害生徒への指導・支援を同時進行で丁寧に行っていく。

被害生徒

保護者

市教委

事実関係の把握

被害・加害生徒の家庭へも適宜連絡を取り､丁寧に対応対応を行う。

市教委，関係機関とも連携をとり，対応を進めてい

く。

解消に向けた

方策の決定

解消に向けた取組

取組の継続

経過観察

加害生徒

保護者

いじめの解消

関係機関

再発防止　未然防止

解消後も丁寧に観察を行う。

認知から対応チームの取組に関しては時系列で記録を残しておく。

解消条件

①いじめに係る行為が少なくとも３ヶ月以上やんでいること。

②被害生徒・保護者が心身の苦痛を感じていないこと。

①②ともに満たされていることで解消となる。